

# 高知くらしの護身術

227

## もうけ話

### 安易に信用しないで

(2011年11月15日掲載原稿)

最近消費生活センターでは「未公開株」や「社債」「〇〇の権利」などの詐欺的な取引に関する相談が増加していますが、次のようなもうけ話についても注意が必要です。

1. 「保証人紹介ビジネスの悪用」 収入を得るために保証人として保証人紹介業者に名義登録したら、他人の債務を負わされてしまったというもの。
2. 「クレジットカードショッピング枠の現金化」 業者がクレジットカードのショッピング枠で買い物をさせ現金で買い取る方式と、キャッシュバック付商品をクレジットカード決済で販売して商品と現金を渡す方式があるが、どちらも手に入った現金以上のクレジットの支払いが残ってしまうというもの。
3. 「インターネットで商品を販売して収入を得るドロップ SHIPPING」 業者から簡単に収入が得られるといわれ高額なウェブサイトの作成料を払ったが収入にならないというもの。
4. 「〇〇するだけで毎日1万円を稼ぐ方法といった情報商材」 絶対に儲かるという情報をインターネット通販で購入したが収入にならず、返金してもらえないというもの。
5. 「悪質な有料メール交換サイト」 お金をあげるといわれてメール交換のために高額な利用料金を払ったが、決してお金はもらえないというもの。
6. 「携帯電話契約の名義貸し」 アルバイトに応募し、アルバイト先が使用料金を払うという約束で携帯電話を複数契約して渡したが、後日電話会社から高額な料金請求をされたというもの。

携帯電話・SIMカードの無断譲渡や転売目的の契約は詐欺や携帯電話不正利用防止法違反の罪に問われます。

このような手口で騙されて支払ったお金を取り戻すことは困難です。もうけ話は安易に信用しないようにしましょう。